

「獣医師及び獣医療に関する施策の整備・充実に関する要請」 等について

本会では、わが国で26年ぶりに発生が確認され、野生イノシシへの感染も伴い広域に拡散し、未だ収束の目途が立たない豚熱（CSF）に対して、初発地域の地元岐阜県獣医師会からの要請を受け、「豚熱等家畜伝染病対策検討委員会」を設置し、令和2年11月30日に第1回委員会を開催して、今後におけるCSFに係る防疫対応、アジア各国に感染が拡大しているASF（アフリカ豚熱）のわが国への侵入防止方策等について検討し、その結果に基づき令和2年12月17日付け2日獣発第211号「豚熱（CSF）等の防疫措置について（要請）」をもって農林水産省消費安全局長あてCSFの防疫体制の充実・強化について、要請した（別記1）。

一方、瞬く間に全世界にまん延し、国民の日常生活や経済活動をはじめ広範な分野に影響を及ぼしている新型コロナウイルス感染症等、人の感染症の6割を占める人獣共通感染症等の早期確定診断を可能とするため、家畜・家禽はもとより愛玩動物及び野生動物を含めた平常時からの検査体制の構築等、「ワンヘルス」の実践体制の整備・充実、また、このような社会情勢に的確に応え

るため、獣医師の処遇及び国民の期待に応え得る獣医療提供のための環境整備、さらには大学教育における質の高い獣医師の養成等、獣医学教育の整備・充実の支援等について、①令和2年12月18日、「獣医師及び獣医療に関する施策の整備・充実に関する要請」をもって自由民主党獣医師問題議員連盟 麻生会長あて（別記2）、②同日付け2日獣発第212号「獣医師及び獣医療に関する施策の整備・充実について（要請）」をもって野上農林水産大臣あて（別記3）、③同日付け2日獣発第214号「動物愛護及び管理施策等の整備・充実について（要請）」をもって小泉環境省大臣あて（別記4）、④同日付け2日獣発第213号「人と動物の共通感染症対策の整備・充実について（要請）」をもって田村厚生労働大臣（厚生労働省正林健康局長、浅沼生活衛生・食品安全審議官）あて（別記5）、⑤同日付け2日獣発第210号「獣医学教育の整備・充実について（要請）」をもって文部科学省高等教育局長あて（別記6）に、それぞれ藏内会長から要請されたのでここに紹介する。

【別記1】

2日獣発第211号
令和2年12月17日

農林水産省 消費・安全局長
新井ゆたか 様

公益社団法人 日本獣医師会
会 長 藏 内 勇 夫

豚熱（CSF）等の防疫措置について（要請）

日頃より、獣医師及び獣医療に関する施策の推進にご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成30年9月に岐阜県において26年ぶりに発生したCSF（豚熱）については、貴省、発生各県等においてまん延防止及び終息に向けた集中的な防疫措置にご尽力いただき、心より感謝申し上げます。しかしながら、これまで9県の飼養豚で発生が確認された上に、22都府県の野生いのししでCSF陽性事例が確認され、27都府県で飼養豚へのワクチン接種が実施されています。

このような本病を巡る状況に鑑み、令和2年9月

2日付けで公益社団法人 岐阜県獣医師会会長から本会会長宛に「家畜特定伝染病対策特別委員会の設置について（要望）」（別紙）が発出され、CSF発生拡大2年間の総括を踏まえた具体的な防疫方針の提言等の検討について要請されました。このため、本会では令和2年11月30日に「第1回豚熱等家畜伝染病対策検討委員会」を開催し、今後におけるCSFに係る防疫対応、アジア各国に感染が拡大しているASF（アフリカ豚熱）の我が国への侵入防止方策等について検討したところです。

つきましては、本委員会における検討結果に基づき下記のとおり要請いたしますので、CSF、ASF等に対する防疫体制の充実・強化に一層ご尽力されますようお願いいたします。

記

1 全ての養豚農場に配置される農場管理獣医師による衛生管理の一元化

(1) 家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準のⅠの6「獣医師等の健康管理指導」の義務化を踏まえ、次の措置を講じること。

- ① 全ての養豚農場に配置される農場管理獣医師の氏名等の家畜保健衛生所への届出・登録
- ② 農場管理獣医師による農場ごとの衛生管理指導の一元化及び家畜保健衛生所への当該衛生管理状況の適正な報告
- ③ ②を踏まえ、家畜の所有者に義務付けられた飼養衛生管理基準の遵守に対する農場管理獣医師による指導及び支援

(参 考)

農場管理獣医師の定義

- 飼養衛生管理基準の「I 家畜防疫に関する基本的事項」の「6 獣医師等の健康管理指導」において、「農場ごとに定める担当の獣医師又は診療施設（家畜保健衛生所と緊密に連絡を行っている者又は施設に限る.）」をいう。
 - 「農場管理獣医師の在り方と今後の課題」（平成29年6月、公益社団法人 日本獣医師会）
農場管理獣医師とは、生産段階から流通、消費者までの各部門を把握し、生産者、消費者、動物、環境及び地域社会と共存し、コンプライアンスを重視しながら、行政及び関係各機関の専門家と連携して、消費者に畜産物の“安心・安全”を提供するために農場で活動する獣医師である。
- (2) 豚熱ワクチン接種における民間獣医師の活用に応じたことは、次の事項に配慮すること。
- ① 農場管理獣医師の一元管理による豚熱ワクチン接種の適正な実施
 - ② 日本獣医師会及び地方獣医師会が整備する「豚熱ワクチン接種支援可能獣医師リスト」の活用
 - ③ 豚熱ワクチン接種技術料等については、現行の家畜防疫員の日当に替え、家畜の所有者と農場管理獣医師等との自発的な契約で決定

2 野生いのししの防疫対策方針の明確化

日本固有の在来種である野生いのししの撲滅は現実的ではなく、また国民の理解も得られないことから、次の事項を考慮した実現可能な野生いのししの防疫対策方針を確立・公表し実施すること。

- ① 「ワンヘルス」の概念を踏まえた野生動物及び環境の保全並びに野生いのししによる農業被害の軽減に配慮した科学的根拠に基づく野生いのししの生息域及び生息数の適正管理
- ② 現行の東日本・西日本における経口ワクチン散布地域について、岐阜県等の実績を踏まえ、かつ高速道路及び併設防護柵等を活用した有効な経口ワクチン散布の実施

3 地方における「ワンヘルス」の実践体制の構築

CSFの野生いのししへの感染拡大の経験を踏まえ、地方における人獣共通感染症等の早期の発見及び防疫対応を可能とするため、次の施策を講じること。

- ① 地方における「ワンヘルス」推進機関としての広域感染症防疫センターの国の機関としての設置
- ② 都道府県における「ワンヘルス」の実践体制の構築に向けた、家畜保健衛生所等による愛玩動物、野生動物等を含む全ての動物の検査・防疫を可能とする機能及び体制の見直し、並びに家畜衛生部局、公衆衛生部局及び動物愛護・野生鳥獣管理部局との連携体制の強化

4 水際検疫体制及びアジア地域の動物衛生管理体制の強化

ASF、口蹄疫等の特定家畜伝染病等の我が国への侵入を未然に防止するため、家畜防疫官の増員、動物検疫探知犬の大幅増頭等の輸入検疫措置を強化するとともに、アジア各国をはじめASF、口蹄疫等の発生国における輸出禁止等の輸出検疫措置の徹底を要請すること。

【別記2】

自由民主党獣医師問題議員連盟
会長 麻生太郎 様

**獣医師及び獣医療に関する施策の
整備・充実に関する要請**

令和2年12月

公益社団法人 日本獣医師会
日本獣医師連盟

日頃より、獣医師及び獣医療施策の推進につき、ご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

特に、令和元年6月に可決・成立いただいた「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律」及び「愛玩動物看護師法」の施行に向けて検討が進められていることに対し、衷心より感謝申し上げます。

さて、今日のグローバル社会の進展や周辺諸国における悪性伝染病の発生状況に鑑みると、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、アフリカ豚熱（ASF）等の越境性感染症や新型コロナウイルス感染症、新型インフルエンザ等の人獣共通感染症への危機管理対応、薬剤耐性（AMR）対策等が極めて重要な課題となっています。

現に、我が国で26年ぶりに発生が確認された豚熱（CSF）は、野生イノシシへの感染も伴って広域に拡散し、過半の都府県において飼養豚へのワクチン接種の再開を余儀なくされ、本年4月には家畜伝染病予防法の改正が行われました。このような海外悪性伝染病がひとたび侵入すれば、今回の豚熱、平成22年に発生した口蹄疫等における防疫対応のように、長年にわたる育種改良により築き上げた優良な畜産資源を、広範な地域単位で一度に全て失う悲劇的な被害に繋がることとなります。

一方、動物由来の新興感染症である新型コロナウイルス感染症は瞬く間に全世界にまん延し、パンデミックとして人類を恐怖に陥れています。本感染症の影響は、東京オリンピック・パラリンピックの開催延期など国民の日常生活や経済活動をはじめ広範な分野に及び、今後も長期にわたって継続することが懸念されています。近年の新興・再興感染症の多くは、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、新型インフルエンザ、狂犬病、牛海綿状脳症（BSE）、エボラ出血熱等のように動物由来の人獣共通感染症となっています。これらの新興・再興感染症に適切に対処するためには、人及び動物の健康並びに野生動物を含む環境の保全を一体的に捉えて対処する「ワンヘルス」の実践体制の構築が不可欠となっていますが、遺憾ながら我が国における対応は、農林水産省、厚生労働省、環境省等の縦割り行政となっており、極めて不十分な体制に留まっています。

更に、犬、猫等が広く家庭で家族の一員として飼育され、人の介護・福祉における動物介在療法、小学校等の訪問による動物介在教育等の分野においてもその社会的役割が一層重みを増し、人と動物の共生社会の構築が国民的課題とされています。

これらの緊急的かつ広範な課題の解決に向けて、その中心的な役割を担っている獣医師に対する社会的な期待及び要請は極めて高いものとなっているにもかかわらず、獣医師の処遇及び国民の期待に応え得る獣医療提供のための環境整備は未だ十分なものとは言えない状況にあります。

つきましては、獣医師及び獣医療に関連する施策の整備・充実への支援について下記のとおり要請いた

しますので、ご高配を賜りますようお願いいたします。

記

1 産業動物診療獣医師及び公務員獣医師の確保と処遇改善

(1) 地域及び職域における獣医師の偏在を是正するため、次の施策を講じること。

① 獣医学生への就業誘導対策として、産業動物診療獣医師修学資金制度の継続・拡充、獣医学生臨床実習の受入れを行う農業共済団体等家畜診療所（以下「家畜診療所」という。）、都道府県家畜保健衛生所（以下「家畜保健衛生所」という。）等の受入体制の整備〔農林水産省、(文部科学省、厚生労働省、環境省)〕

② 公務員獣医師について、医師等に準じた獣医師独自の給料表を創設し、現行の期限付き初任給調整手当に代わる恒久的な給与改善措置として本俸を一律月額50,000円以上増額する等、公務員獣医師及び産業動物獣医師の処遇改善〔総務省、農林水産省〕

(2) 獣医師の半数を占める女性獣医師の結婚・出産・子育てによる離職後の復職及び復職後の処遇の是正に対する支援をはじめ、女性獣医師及び男性獣医師が共に活躍できるよう、勤務条件及び職場環境の向上を図ること。〔農林水産省〕

2 高度かつ専門的な獣医療の提供のための卒後臨床教育・生涯教育の充実・強化

(1) 獣医師法第16条の2の規定に基づき、診療を業務とする獣医師に対する卒後臨床教育の実施体制を強化するため、拠点となる家畜診療所等の臨床研修実施体制の整備とともに、改正家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準に規定された農場ごとの担当指導獣医師（以下「農場管理獣医師」という。）の養成と、「認定・専門獣医師制度」の構築を含む高度獣医療提供体制の強化を図ること。〔農林水産省〕

(2) 畜産経営の大型化と立地の過疎化に伴う家畜診療所等の統合・広域化の進展等を踏まえ、次の施策を講じること。

① 都道府県・広域地区単位での家畜診療所、開業獣医師、家畜保健衛生所等の効果的な役割分担と連携・協力による広域的な獣医療提供体制の構築〔農林水産省〕

② 産業動物・愛玩動物診療領域等における人工知能(AI)や情報通信技術(ICT)等の活用による、離島、中山間地等の獣医療遠隔地を含む畜産経営や愛玩動物の飼い主等の獣医療（原則として

初診を除く。)に対する高度かつ多様なニーズへの対応方策の検討及び推進 [農林水産省]

3 獣医療及び感染症等危機管理施策の整備・充実

- (1) 改正家畜伝染病予防法に基づき家畜の所有者の責務として遵守が義務付けられた飼養衛生管理基準 (①飼養衛生管理者の選任及び管理の実施, ②飼養衛生管理マニュアルの作成, ③衛生管理区域の設定及び病原体の侵入防止措置, ④放牧制限時の避難用設備, 死体の埋却用地等の確保, ⑤人, 物品, 車両等の消毒設備の設置, ⑥野生動物の侵入防止措置等)の遵守体制確立のため, 家畜の所有者等に対する有効な支援措置を講じること. [農林水産省]
- (2) 農場ごとの家畜衛生管理業務 (①飼養衛生管理の向上, 家畜伝染病等の侵入防止, 早期発見・通報等 (豚熱ワクチン接種業務を含む。), ②高品質で安全な畜産物の安定供給, ③要指示医薬品の一元管理と薬剤耐性 (AMR) 対策の推進, ④人及び動物の健康と野生動物を含む環境の保全を図る「ワンヘルス」への配慮等)の農場管理獣医師への一元化等, 改正家畜伝染病予防法の有効かつ適正な運用を図ること. [農林水産省]
- (3) 豚熱, 口蹄疫, アフリカ豚熱等の特定家畜伝染病, 新型コロナウイルス感染症, 高病原性鳥インフルエンザ, 狂犬病, 重症熱性血小板減少症候群 (SFTS) 等の人の感染症の6割を占める人獣共通感染症等の早期確定診断を可能とするため, 家畜・家禽はもとより愛玩動物及び野生動物を含めた平常時からの検査体制を構築すること. [農林水産省, 厚生労働省, 環境省]
- (4) 世界的に注目されている「ワンヘルス」の概念を踏まえ, 有効な人獣共通感染症対策, 薬剤耐性 (AMR) 対策等を推進するため, 全国的に構築された医師と獣医師の連携体制の下での「ワンヘルス」の実践施策を強化するとともに, 口蹄疫, アフリカ豚熱等の越境性感染症等の我が国への侵入を未然に防止するため, アジア諸国の獣医師に対する技術研修等に支援すること. [農林水産省, 厚生労働省]
- (5) 我が国及びアジア地域における家畜伝染病や人獣共通感染症に対する防疫体制の整備・充実による危機管理施策の強化のため, 農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門を動物検疫所及び動物医薬品検査所と一括統合して国の機関として位置付け, 現行の家畜・家禽にとどまらず, 愛玩動物及び野生動物を含む全ての動物の感染症等の調査研究, 医薬品開発, 水際防疫等の実施体制を確立するとともに, 地方においても「ワンヘ

ルス」推進機関としての広域感染症防疫センターを国の機関として設置すること. [農林水産省, 厚生労働省]

4 動物の愛護と管理に関する施策の整備

- (1) 獣医療現場の実態を踏まえた愛玩動物看護師の確保, 診療補助業務の範囲の適正な設定等愛玩動物看護師法の円滑な運用により, 国民の期待に応え得る高度なチーム獣医療の提供体制の構築を支援すること. [農林水産省, 環境省]
- (2) 動物の愛護及び管理に関する法律の改正により義務化された販売用の犬・猫へのマイクロチップ (以下「MC」という。)の装着・登録業務については, 個人情報保護管理体制の構築とともに, 既に民間ベースで取り組まれている業務の実態にも配慮して制度運用を行うこと. また, 次期の法改正においては, 販売用に限らず全ての犬・猫へのMCの装着・登録を義務付けること. [環境省]
- (3) MCを鑑札の代替として活用する犬の登録制度の推進を図るとともに, 更にMCを予防注射済票の代替とするワンストップサービスを実現し, 飼育者の一層の利便性の向上を図ること. [厚生労働省, 環境省]

5 獣医学教育の整備・充実

獣医学教育における診療参加型臨床実習及び体験型家畜衛生・公衆衛生実習を実効性のあるものにするため, 家畜診療所, 家畜保健衛生所等の実習受入外部機関と獣医学系大学との協力体制の構築に対して支援すること. [文部科学省, (農林水産省, 厚生労働省, 環境省)]

(参 考)

人の動物由来感染症及び動物の感染症についての国の所管・研究体制

被感染動物	感染動物			
	家畜・家禽	愛玩動物	野生動物	現状・課題
人	厚労省	厚労省	厚労省	特定の動物由来感染症が明らかとなって初めて対応(後手). サーベイランス・モニタリングは当該感染症のみ実施
家畜・家禽	農水省	農水省	農水省	特定の家畜の感染症が明らかとなって初めて対応(後手). サーベイランス・モニタリングは当該感染症のみ実施

愛玩動物	—	— (厚労省①)	— (厚労省②)	国の研究機関は不在。感染症の発生状況は不明 (①、②必要に応じ狂犬病予防法のみ対応)
野生動物	—	—	— (環境省③)	国の研究機関は不在。感染症の発生状況は不明 (③カモ等の野鳥 (インフルエンザ) 及びイノシシ (豚熱) の検査に協力)

- 1 動物から人への感染症は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」及び「狂犬病予防法」に基づき厚生労働省の所管 (サル、犬等の輸入検査は農林水産省動物検疫所が実施)
- 2 家畜・家禽の感染症は「家畜伝染病予防法」に基づき農林水産省の所管
- 3 愛玩動物及び野生動物の感染症については、関係法令及び国の研究機関はなし



図1 左より要請活動後、歓談する境副会長兼専務理事、藏内会長、麻生会長、村中副会長

【別記3】

2日獣発第212号
令和2年12月18日

農林水産大臣

野上浩太郎 様

公益社団法人 日本獣医師会
会長 藏内勇夫

獣医師及び獣医療に関する施策の 整備・充実について (要請)

日頃より、獣医師及び獣医療に関する施策の推進につき、ご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今日のグローバル社会の進展の中で、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、アフリカ豚熱 (ASF) 等の越境性感染症や新型コロナウイルス感染症、新型インフルエンザ等の人と動物の共通感染症の侵入・まん延防止対策が重視されるとともに、薬剤耐性 (AMR) 対策等が喫緊の課題となっています。

また、我が国で26年ぶりに発生が確認された豚熱 (CSF) は、野生イノシシへの感染も伴って広域に拡散し、国内の飼育豚へのワクチン接種を余儀なくされていますが、未だ収束の目途が立たない状況にあります。

一方、動物由来の新興感染症でもある新型コロナウイルス感染症は瞬間に全世界にまん延し、その影響は東京オリンピック・パラリンピックの開催延期など国民の日常生活や経済活動をはじめ広範な分野に及び、今後も長期にわたって継続することが懸

念されています。

このような状況に的確に対処するためには、人及び動物の健康並びに野生動物を含む環境の保全を一体的に捉えて対処する「ワンヘルス」の実践体制の構築が不可欠とされていますが、遺憾ながら我が国における対応は極めて不十分な体制に留まっています。

更に、犬、猫等が広く家庭で家族の一員として飼育され、人の介護・福祉における動物介在療法、小学校等における学校動物飼育等においても動物の社会的役割が一層重みを増し、人と動物の共生社会の構築が国民的課題とされています。

このような緊急かつ広範な課題の解決に向けて、その中心的役割を担っている獣医師に対する社会的な期待及び要請は極めて高いものとなっているにもかかわらず、獣医師の処遇及び国民の期待に応え得る獣医療提供のための環境整備は未だ十分なものとは言えない状況にあります。

つきましては、獣医師及び獣医療に関する施策の整備・充実への支援について下記のとおり要請いたしますので、ご高配を賜りますようお願いいたします。

記

1 産業動物診療獣医師及び公務員獣医師の確保と処遇改善

(1) 地域及び職域における獣医師の偏在を是正するため、次の施策を講じること。

- ① 獣医学生への就業誘導対策として、産業動物診療獣医師修学資金制度の継続・拡充、獣医学生臨床実習の受け入れを行う農業共済団体等家畜診療所 (以下「家畜診療所」という。), 都道府

県家畜保健衛生所（以下「家畜保健衛生所」という。）等の受入体制の整備

② 公務員獣医師について、医師等に準じた獣医師独自の給料表を創設するとともに、現行の期限付き初任給調整手当に代わる恒久的な給与改善措置として本俸を一律月額 50,000 円以上増額する等、公務員獣医師及び産業動物獣医師の処遇改善

(2) 獣医師の半数を占める女性獣医師の結婚・出産・子育てによる離職後の復職及び復職後の処遇の是正に対する支援をはじめ、女性獣医師及び男性獣医師が共に活躍できるよう、勤務条件及び職場環境の向上を図ること。

2 高度かつ専門的な獣医療の提供のための卒後臨床教育・生涯教育の充実・強化

(1) 獣医師法第 16 条の 2 の規定に基づき、拠点となる家畜診療所等を産業動物診療獣医師の卒後臨床教育機関として位置づけ、臨床研修実施体制の整備を支援すること。

(2) 改正家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準に規定された農場ごとの担当指導獣医師（以下「農場管理獣医師」という。）の養成と、「認定・専門獣医師制度」の構築を含む高度獣医療提供体制の強化を図ること

(3) 畜産経営の大型化と立地の過疎化に伴う家畜診療所等の統合・広域化の進展等を踏まえ、次の施策を講じること。

① 都道府県・広域地区単位での家畜診療所、開業獣医師、家畜保健衛生所等の効果的な役割分担と連携・協力による広域的な獣医療提供体制の構築

② 産業動物・愛玩動物診療領域等における人工知能（AI）や情報通信技術（ICT）等の活用による、離島、中山間地等の獣医療遠隔地を含む畜産経営や愛玩動物の飼い主等の獣医療（原則として初診を除く。）に対する高度かつ多様なニーズへの対応方策の検討及び推進

3 獣医療及び感染症等危機管理施策の整備・充実

(1) 改正家畜伝染病予防法に基づき家畜の所有者の責務として遵守が義務付けられた飼養衛生管理基準（①飼養衛生管理者の選任及び管理の実施、②飼養衛生管理マニュアルの作成、③衛生管理区域の設定及び病原体の侵入防止措置、④放牧制限時の避難用設備、死体の埋却用地等の確保、⑤人、物品、車両等の消毒設備の設置、⑥野生動物の侵入防止措置等）の遵守体制確立のため、家畜の所

有者等に対する有効な支援措置を講じること。

(2) 農場ごとの家畜衛生管理業務（①飼養衛生管理の向上、家畜伝染病等の侵入防止、早期発見・通報等（豚熱ワクチン接種業務を含む。）、②高品質で安全な畜産物の安定供給、③要指示医薬品の一元管理と薬剤耐性（AMR）対策の推進、④人及び動物の健康と野生動物を含む環境の保全を図る「ワンヘルス」への配慮等）の農場管理獣医師への一元化等、改正家畜伝染病予防法の有効かつ適正な運用を図ること。

(3) 豚熱、口蹄疫、アフリカ豚熱等の特定家畜伝染病、新型コロナウイルス感染症、高病原性鳥インフルエンザ、狂犬病、重症熱性血小板減少症候群（SFTS）等の人の感染症の 6 割を占める人と動物の共通感染症等の早期確定診断を可能とするため、家畜・家禽はもとより愛玩動物及び野生動物を含めた平常時からの検査体制を構築すること。

(4) 世界的に注目されている「ワンヘルス」の概念を踏まえ、有効な人と動物の共通感染症対策、薬剤耐性（AMR）対策等を推進するため、全国的に構築された医師と獣医師の連携体制の下での「ワンヘルス」の実践施策を強化するとともに、口蹄疫、アフリカ豚熱等の越境性感染症等の我が国への侵入を未然に防止するため、アジア諸国の獣医師に対する技術研修等を支援すること。

(5) 薬剤耐性（AMR）対策において、小動物獣医療分野における獣医師による抗菌剤の慎重使用を推進するため、小動物用医薬品としての承認を得やすい仕組みや、小動物用医薬品の開発促進のための製薬企業のインセンティブを高める方策を構築するとともに、本会と動物用医薬品業界の連携・協力を支援すること。

(6) 我が国及びアジア地域における家畜伝染病や人と動物の共通感染症に対する防疫体制の整備・充実による危機管理施策の強化のため、農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門を動物検疫所及び動物医薬品検査所と一括統合して国の機関として位置付け、現行の家畜・家禽にとどまらず、愛玩動物及び野生動物を含む全ての動物の感染症等の調査研究、医薬品開発、水際防疫等の実施体制を確立するとともに、地方においても「ワンヘルス」推進機関としての広域感染症防疫センターを国の機関として設置すること。

4 動物の愛護と管理に関する施策の整備

獣医療現場の実態を踏まえた愛玩動物看護師の確保、診療補助業務の範囲の適正な設定等愛玩動物看護師法の円滑な運用により、国民の期待に応え得る高

度なチーム獣医療の提供体制の構築を支援すること。

5 獣医学教育の整備・充実

獣医学教育における参加型臨床実習及び体験型家畜衛生・公衆衛生実習を実効性のあるものにするため、家畜診療所、家畜保健衛生所等の実習受入外部機関と獣医学系大学との協力体制の構築を支援すること。

(参 考)

人の動物由来感染症及び動物の感染症についての国の所管・研究体制

被感染動物	感染動物			現状・課題
	家畜・家禽	愛玩動物	野生動物	
人	厚労省	厚労省	厚労省	特定の動物由来感染症が明らかとなって初めて対応(後手)。サーベイランス・モニタリングは当該感染症のみ実施
家畜・家禽	農水省	農水省	農水省	特定の家畜の感染症が明らかとなって初めて対応(後手)。サーベイランス・モニタリングは当該感染症のみ実施
愛玩動物	—	— (厚労省①)	— (厚労省②)	国の研究機関は不在。感染症の発生状況は不明(①、②必要に応じ狂犬病予防法のみ対応)

野生動物	—	—	— (環境省③)	国の研究機関は不在。感染症の発生状況は不明(③カモ等の野鳥(インフルエンザ)及びイノシシ(豚熱)の検査に協力)
------	---	---	-------------	---

- 1 動物から人への感染症は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」及び「狂犬病予防法」に基づき厚生労働省の所管(サル、犬等の輸入検査は農林水産省動物検疫所が実施)
- 2 家畜・家禽の感染症は「家畜伝染病予防法」に基づき農林水産省の所管
- 3 愛玩動物及び野生動物の感染症については、関係法令及び国の研究機関はなし



図2 野上農林水産大臣に要請内容を説明する藏内会長

【別記4】

2日獣発第214号
令和2年12月18日

環境大臣

小泉進次郎 様

公益社団法人 日本獣医師会
会 長 藏 内 勇 夫

動物愛護及び管理施策等の整備・充実について (要 請)

日頃より、動物愛護及び管理等に係る施策の推進につきご指導を賜り、厚くお礼申し上げます。

特に、令和元年6月に可決・成立いただいた「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律」及び「愛玩動物看護師法」の円滑な施行に向けて検討が進められていることに対し、心から感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症は瞬間に全世界にまん延し、その影響は東京オリンピック・パラリンピックの開催延期など国民の日常生活や経済活動をはじめ広範な分野に及び、今後も長期間にわたり継続することが懸念されています。

このような状況の中で、本会は人の健康、動物の健康、野生動物を含む環境の保全の三つの分野の関係者が一体となり連携して対応する「ワンヘルス」の概念が世界的に普及していることを踏まえ、平成25年11月に日本医師会と「ワンヘルスに基づく学術協力の推進に関する協定」を締結して「ワンヘルス」の概念を実践に移しこれを推進していくこととしています。

また、犬、猫等が広く家庭で家族の一員として飼育されて人と動物が共生する社会への期待が高まる中で、マイクロチップの普及、災害時における被災動物の救護活動、小学校等における学校動物飼育支援、野生動物対策等、動物の愛護及び管理に係る

様々な課題が指摘されています。

一方、このような広範な課題の解決に向けて、その中心的な役割を担っている獣医師に対する社会的な期待及び要請は極めて高いものとなっているにもかかわらず、獣医師が国民の期待に応え得る獣医療提供のための環境整備は未だ十分なものとは言えない状況にあります。

つきましては、動物愛護及び管理施策等の整備・充実につき下記の事項にご配慮いただき、有効な施策を講じていただきますようお願い申し上げます。

記

1 公務員獣医師の確保と処遇改善

- (1) 地域及び職域における獣医師の偏在を是正するため、獣医学生への就業誘導対策として、獣医学生の実習の受入れを行う都道府県動物愛護管理センター（以下「動物愛護管理センター」という。）等の受入体制の整備を図ること。
- (2) 公務員獣医師について、医師等に準じた獣医師独自の給料表を創設するとともに、現行の期限付き初任給調整手当に代わる恒久的な給与改善措置として本俸を一律月額 50,000 円以上増額する等の処遇改善を図ること。

2 獣医療及び感染症等危機管理施策の整備・充実

- (1) 豚熱（CFS）、口蹄疫、アフリカ豚熱（ASF）等の特定家畜伝染病、新型コロナウイルス感染症、高病原性鳥インフルエンザ、狂犬病、重症熱性血小板減少症候群（SFTS）等の人の感染症の 6 割を占める人と動物の共通感染症等の早期確定診断を可能とするため、家畜・家禽はもとより愛玩動物及び野生動物を含めた平常時からの検査体制を構築すること。
- (2) 世界的に注目されている「ワンヘルス」の概念を踏まえ、野生動物も含めた有効な人と動物の共通感染症対策、薬剤耐性（AMR）対策等を推進するため、医師、獣医師及び環境保全に係る関係者等の連携体制の下での「ワンヘルス」実践のための施策を強化すること。
- (3) 家畜伝染病や人と動物の共通感染症に対する防疫体制の整備・充実による危機管理施策の強化のため、農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門を動物検疫所及び動物医薬品検査所と一括統合して国の機関として位置付け、現行の家畜・家禽にとどまらず、愛玩動物及び野生動物を含む全ての動物の感染症等の調査研究、医薬品開発、水際防疫等の実施体制を確立するとともに、地方においても「ワンヘルス」推進機関としての

広域感染症防疫センターを国の機関として設置すること。

3 動物の愛護及び管理に関する施策の整備

- (1) 獣医療現場の実態を踏まえた愛玩動物看護師の確保、診療補助業務の範囲の適正な設定等愛玩動物看護師法の円滑な運用により、国民の期待に応え得る高度なチーム獣医療の提供体制の構築を支援すること。
- (2) 動物の愛護及び管理に関する法律の改正により義務化された販売用の犬・猫へのマイクロチップ（以下「MC」という。）の装着・登録業務については、個人情報保護管理体制の構築とともに、既に民間ベースで取り組まれている業務の実態にも配慮して制度運用を行うこと。また、次期の法改正においては、販売用に限らず全ての犬・猫への MC の装着・登録を義務付けること。
- (3) MC を鑑札の代替として活用する犬の登録制度の推進を図るとともに、MC を予防注射済票の代替とするワンストップサービスを実現し、飼育者の一層の利便性の向上を図ること。
- (4) 大規模災害時において、公益目的事業である被災動物救護活動及び獣医療提供体制の復旧支援活動が円滑に実施できる体制の構築とともに、獣医療支援チーム（VMAT）の要請・派遣及び広域災害時動物救護シェルターの運営等を支援すること。
- (5) 都道府県等と地方獣医師会が連携して行う飼育者と動物の新型コロナウイルス感染に関する対応、特に、新型コロナウイルスに感染した飼育者とその所有する犬・猫等との同居を可能にする体制及び所有者との同居が困難な犬・猫等の保護・預かり等の体制の構築並びにそれらに係る経費の補助等を行うこと。

4 学校動物飼育の支援について

学校における動物飼育が子供たちに好影響を及ぼすためには、獣医師の指導の下で動物が適正かつ衛生的に飼育される必要があることから、学校動物飼育の適正化に向けて、学校保健安全法への学校獣医師の位置付けを含む学校獣医師制度等の構築を支援すること。

5 獣医学教育の整備・充実

獣医学教育における体験型家畜衛生・公衆衛生実習を実効性のあるものにするため、動物愛護管理センター等の実習受入外部機関と獣医学系大学との協力体制の構築に対して支援すること。

(参考)

人の動物由来感染症及び動物の感染症についての国の所管・研究体制

被感染動物	感染動物			現状・課題
	家畜・家禽	愛玩動物	野生動物	
人	厚労省	厚労省	厚労省	特定の動物由来感染症が明らかとなって初めて対応(後手). サーベイランス・モニタリングは当該感染症のみ実施
家畜・家禽	農水省	農水省	農水省	特定の家畜の感染症が明らかとなって初めて対応(後手). サーベイランス・モニタリングは当該感染症のみ実施
愛玩動物	—	— (厚労省①)	— (厚労省②)	国の研究機関は不在. 感染症の発生状況は不明(①, ②)必要に応じ狂犬病予防法のみ対応
野生動物	—	—	— (環境省③)	国の研究機関は不在. 感染症の発生状況は不明(③)カモ等の野鳥(インフルエンザ)及びイノシシ(豚熱)の検査に協力

- 1 動物から人への感染症は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」及び「狂犬病予防法」に基づき厚生労働省の所管(サル, 犬等の輸入検査は農林水産省動物検疫所が実施)
- 2 家畜・家禽の感染症は「家畜伝染病予防法」に基づき農林水産省の所管
- 3 愛玩動物及び野生動物の感染症については, 関係法令及び国の研究機関はなし



図3 小泉環境大臣に要請書を手渡す藏内会長

【別記5】

2日獣発第213号
令和2年12月18日

厚生労働省

健康局長 正林督章 様
生活衛生・食品安全審議官
浅沼一成 様

公益社団法人 日本獣医師会
会長 藏内勇夫

人と動物の共通感染症対策の整備・充実について
(要 請)

日頃より, 人と動物の共通感染症対策及び食品衛生対策等に関する施策の推進につきご理解とご支援を賜り, 厚くお礼申し上げます。

さて, 新型コロナウイルス感染症は瞬く間に全世界にまん延し, その影響は東京オリンピック・パラリンピックの開催延期など国民の日常生活や経済活動をはじめ広範な分野に及び, 今後も長期間にわたり継続することが懸念されています。

また, 台湾においては野生動物における狂犬病の

発生が国民の関心を集めました。台湾と同様に島国という地勢に恵まれ60年以上にわたる狂犬病清浄国であるわが国としても, 一層の防疫体制の強化に努める必要があります。

このような状況の中で, 獣医師は, 家庭動物や家畜の診療をはじめ, 食品の安全性の確保, 高病原性鳥インフルエンザ, 豚熱(CSF)等の家畜伝染病や狂犬病, 重症熱性血小板減少症候群(SFTS), 重症急性呼吸器症候群(SARS), 中東呼吸器症候群(MERS)などの動物由来の人と動物の共通感染症の防疫, 畜産の振興, 動物の福祉・愛護, 野生動物に係る自然環境保全など, 広範な分野において重要な役割を担っており, 産業の発展及び国民生活の向上に貢献しています。

新型コロナウイルス感染症もまた動物由来の新興感染症とされており, 人と動物の共通感染症や薬剤耐性(AMR)対策等の課題への対応に当たっては, 人及び動物の健康並びに野生動物を含む環境の保全を一体的に捉え, 獣医師, 医師及び関係分野の研究者等が連携する「ワンヘルス」の概念の実践が不可欠となっています。本会としても, 日本医師会等と連携しながら関係者間の情報共有を図る等, ワン

ヘルスの実践体制の構築に尽力しているところです。

一方、このような広範な課題の解決に向けて、その中心的な役割を担っている獣医師に対する社会的な期待及び要請は極めて高いものとなっているにもかかわらず、獣医師が国民の期待に応え得る獣医療提供のための環境整備は未だ十分なものとは言えない状況にあります。

つきましては、人と動物の共通感染症対策に関連する施策の整備・充実への支援について下記のとおり要請いたしますので、ご高配を賜りますようお願いいたします。

記

1 公務員獣医師の確保と処遇改善

(1) 地域及び職域における獣医師の偏在を是正するため、獣医学生への就業誘導対策として、獣医学生の実習の受入れを行う都道府県食肉衛生検査所（以下「食肉衛生検査所」という。）等の受入体制の整備を図ること。

(2) 公務員獣医師について、医師等に準じた獣医師独自の給料表を創設するとともに、現行の期限付き初任給調整手当に代わる恒久的な給与改善措置として本俸を一律月額 50,000 円以上増額する等の処遇改善を図ること。

2 獣医療及び感染症等危機管理施策の整備・充実

(1) 豚熱 (CSF)、口蹄疫、アフリカ豚熱 (ASF) 等の特定家畜伝染病、新型コロナウイルス感染症、高病原性鳥インフルエンザ、狂犬病、重症熱性血小板減少症候群 (SFTS) 等の人の感染症の 6 割を占める人と動物の共通感染症等の早期確定診断を可能とするため、家畜・家禽はもとより愛玩動物及び野生動物を含めた平常時からの検査体制を構築すること。

(2) 世界的に注目されている「ワンヘルス」の概念を踏まえ、愛玩動物及び野生動物も含めた有効な人と動物の共通感染症対策、薬剤耐性 (AMR) 対策等を推進するため、医師、獣医師等の関係者の連携体制の下で「ワンヘルス」実践のための施策を強化すること。

(3) 家畜伝染病や人と動物の共通感染症に対する防疫体制の整備・充実による危機管理施策の強化のため、農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門を動物検疫所及び動物医薬品検査所と一括統合して国の機関として位置付け、現行の家畜・家禽にとどまらず、愛玩動物及び野生動物を含む全ての動物の感染症等の調査研究、医薬品開発、水際防疫等の実施体制を確立するとともに、地方に

においても「ワンヘルス」推進機関としての広域感染症防疫センターを国の機関として設置すること。

(4) 狂犬病の侵入・まん延防止対策に当たってはその重要性を考慮して、①検疫対象動物の密輸入等を防止するための国境検疫措置の強化、②狂犬病ワクチンの在庫数量の把握と発生時の緊急ワクチン接種を想定したワクチンの確保、③獣医師への狂犬病診断技術研修の実施及び迅速で確実な確定診断が可能な体制の整備、④狂犬病予防注射率向上のための国民への普及啓発を図ること。

3 動物愛護管理法に規定されるマイクロチップの装置・登録事業と狂犬病予防法に規定される犬の狂犬病予防事業の一体的運用

犬の登録制度においてマイクロチップを鑑札及び予防注射済票の代替とするワンストップサービスを実現し、飼育者の一層の利便性の向上を図るとともに、狂犬病予防事業の市区町村から地方獣医師会への一括受託を推進すること。

4 獣医学教育の整備・充実

獣医学教育における体験型家畜衛生・公衆衛生実習を実効性のあるものにするため、食肉衛生検査所等の実習受入外部機関と獣医学系大学との協力体制の構築に対して支援すること。

(参考)

人の動物由来感染症及び動物の感染症についての国の所管・研究体制

被感染動物	感染動物			
	家畜・家禽	愛玩動物	野生動物	現状・課題
人	厚労省	厚労省	厚労省	特定の動物由来感染症が明らかとなって初めて対応(後手)。サーベイランス・モニタリングは当該感染症のみ実施
家畜・家禽	農水省	農水省	農水省	特定の家畜の感染症が明らかとなって初めて対応(後手)。サーベイランス・モニタリングは当該感染症のみ実施
愛玩動物	—	— (厚労省①)	— (厚労省②)	国の研究機関は不在。感染症の発生状況は不明(①、②必要に応じ狂犬病予防法のみ対応)

野生動物	—	—	— (環境省③)	国の研究機関は不在。感染症の発生状況は不明(③カモ等の野鳥(インフルエンザ)及びイノシシ(豚熱)の検査に協力)
------	---	---	-------------	---

- 1 動物から人への感染症は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」及び「狂犬病予防法」に基づき厚生労働省の所管(サル、犬等の輸入検査は農林水産省動物検疫所が実施)
- 2 家畜・家禽の感染症は「家畜伝染病予防法」に基づき農林水産省の所管
- 3 愛玩動物及び野生動物の感染症については、関係法令及び国の研究機関はなし



図4 田村厚生労働左大臣に要請内容を説明する藏内会長

【別記6】

2日獣発第210号
令和2年12月18日

文部科学省高等教育局
局長 伯井美德 様

公益社団法人 日本獣医師会
会長 藏内 勇夫

獣医学教育の整備・充実について(要請)

日頃より、獣医学教育の整備・充実に係る施策の推進につきご尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、獣医師は、家庭動物や家畜の診療をはじめ、食品の安全性の確保、鳥インフルエンザ、豚熱等の家畜伝染病や狂犬病、重症熱性血小板減少症候群(SFTS)などの人と動物の共通感染症の防疫、畜産の振興、動物の福祉・愛護、野生動物に係る自然環境保全など、広範な分野において重要な役割を担っており、産業の発展及び国民生活の向上に貢献しています。

一方、動物由来の新興感染症とされている新型コロナウイルス感染症は瞬く間に全世界にまん延して、その影響は国民の日常生活や経済活動をはじめ広範な分野に及び、今後も長期にわたって継続することが懸念されています。このような中で、人及び動物の健康並びに野生動物を含む環境の保全を一体的に捉え、獣医師、医師及び関係分野の研究者等が連携して人と動物の共通感染症、薬剤耐性(AMR)対策等の課題に対応する「ワンヘルス」の実践体制の構築が不可欠となっており、獣医師の責務は益々その重みを増しています。

獣医師がこのような社会的要請に的確に応えていくためには、獣医師自らが知識及び技術の研鑽に努めるとともに、大学教育において質の高い獣医師を

養成することにより、獣医療の提供体制を確立する必要があります。

一方、獣医師の需給に関しては、全国的な獣医師総数は不足していないものの、地域及び職域の偏在がみられる状況となっています。このため、全国の獣医学系大学には、産業動物臨床、公務員等の獣医師が不足している職域に就業を目指す新規獣医師を輩出していただく必要があります。

つきましては、獣医学教育の整備・充実への支援について下記のとおり要請いたしますので、ご高配を賜りますようお願いいたします。

記

1 「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」報告のフォローアップ

我が国の獣医学教育は6制への教育年限の延長後約40年が経過したが、未だ教育環境の整備・充実は十分とは言えない状況にある。

このような状況の中で、貴省に設置された「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」(以下「協力者会議」という。)からは、①教育研究体制の充実、②モデル・コア・カリキュラムの策定・実施、③分野別第三者評価の導入・実施、④共用試験の導入・実施、⑤付属家畜病院・実習環境の改善の導入を柱とする報告が平成23年3月に提出された。

これを受けて、全国の獣医学系大学は、平成23年に獣医学教育改善の目標として「国際水準化」を掲げ、協力者会議の提言の実現に努めてきた。しかし、多くの獣医学系大学において有効な改善が図られず、このままでは貴省や獣医学系大学が目標とする「国際水準化」は達成し得ないと危惧される。このため、貴省におかれては、協力者会議からの報告

の内容が実現されるよう、今後も総合的なフォローアップに努められたい。

2 参加型臨床実習、体験型家畜衛生・公衆衛生実習の実施における外部機関と獣医学系大学の連携推進

協力者会議の報告に基づき、各大学では診療参加型臨床実習及び体験型家畜衛生・公衆衛生実習を、農業共済団体等の家畜診療所、都道府県の家畜保健衛生所、食肉衛生検査所等の外部実習受入機関の協力により実施している。しかし、これらの外部実習受入機関は業務上、大学教育としての実習を受け入れる根拠規定や制度等がなく、しかも実習に要する経費は外部実習受入機関が負担している状況にあり、今後とも実習対象となる全ての獣医学生を継続的に受け入れていくことが困難な状況にある。

このため、獣医学系大学における円滑かつ効果的な実習体制の構築に向け、次の措置を講じられたい。

(1) 外部実習受入機関における実習実施根拠の明確化

① 次の機関に早急に実習実施依頼文書を発出すること。

ア 公益社団法人 全国農業共済協会

イ 都道府県知事及び保健所を設置する市の長（特別区を除く。）

② ①について、外部実習受入機関の担当部局に確実に周知するため、次の機関に協力依頼文書等を発出すること。

ア 厚生労働省健康局及び医薬・生活衛生局

イ 農林水産省消費・安全局及び経営局

ウ 環境省自然環境局

また、①及びア～ウの通知について、次の機関に周知すること。

エ 全国大学獣医学関係代表者協議会

オ 中央畜産会

カ 公益社団法人 全国農業共済協会

キ 公益社団法人 日本獣医師会

(2) 外部実習受入機関に対する助成措置

獣医学系大学を介して又は直接的に、次の助成措置等を講じること。

① 実習指導獣医師について、実習教育に従事する指導教官としての地位の明確化並びに必要な人件費及び資材費

② 実習の適正かつ円滑な実施に要する機器等の整備費

(3) 獣医学系大学と外部実習受入機関の調整に係る実習制度等の構築

獣医学生を受け入れる際に、学生の希望と外部実習受入機関の条件を突合して実習の場所や時期を決定できるよう実習制度を構築するとともに、実習調整機関を設置すること。

3 獣医師養成確保就学資金貸与事業（地域枠）と連携する産業動物特別選抜入試の拡充

農林水産省では、現在、獣医療提供体制整備推進総合対策事業の中で、産業動物獣医師を志望する高校生を対象に、獣医師養成確保就学資金貸与事業（地域枠）を実施し、私立獣医学系大学では、この事業の申込者を対象に特別選抜枠を設置している。獣医師の職域偏在及び地域偏在を出来るだけ解消するため、国公立獣医学系11大学においても、当該事業の申込者を対象とした特別選抜入試の導入が可能となるよう支援を図られたい。

4 学校動物飼育の支援と学校獣医師の配置

動物愛護管理法においては、国及び地方公共団体は、動物の愛護と適正な飼養に関し、学校、地域、家庭等における教育活動、広報活動等を通じて普及啓発を図るように努めなければならない旨規定されている。動物を介した情操教育の必要性は様々な場面で取り上げられているが、学校において動物が子供たちに好影響を及ぼすためには、獣医師の指導の下で動物が衛生的かつ適正に飼育される必要がある。

一方、学校保健安全法には、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の配置については規定があるが、学校獣医師については規定されていない。学校動物飼育の適正化に向けて、獣医師による学校動物飼育に必要な指導及び支援が実施できるよう、学校保健安全法に学校獣医師の配置について明記されたい。